

沼津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、沼津市立図書館及び沼津市立戸田図書館（以下「図書館」という。）が雑誌カバー等を広告媒体として活用し、そこに発信したい情報（以下「広告物」という。）を掲示しようとする民間企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）から雑誌の提供を受けることにより、図書館雑誌資料の充実を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 雑誌スポンサーは、購入した雑誌を図書館に提供し、図書館は当該雑誌の最新号の雑誌カバー表面及び雑誌架に、雑誌スポンサーの名称及び提供された旨の表示をする。また、雑誌スポンサーは雑誌カバー裏面及び雑誌架に広告物を掲示することができる。

2 提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）の所有権は図書館に帰属する。提供雑誌の保存その他の取扱いについては図書館が決定する。

(対象者)

第4条 雑誌スポンサーになることができる者は法人又は団体等とする。ただし、個人は雑誌スポンサーになることができない。

2 沼津市広告掲載基準第3条の各号に該当する場合は、雑誌スポンサーになることができない。

(申込及び受付)

第5条 雑誌スポンサーの申込み及び受付は随時とする。

2 雑誌スポンサーになろうとする者は、沼津市立図書館雑誌スポンサー申込書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して申し込むものとする。

- (1) 沼津市立図書館雑誌スポンサー確認表（第1号様式別表）
- (2) 掲示しようとする広告物の図案及び原稿
- (3) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類

3 同一の雑誌について申し込みが重複する場合は、申込み時期が早い者を優先する。

(雑誌スポンサーの承認及び覚書の締結)

第6条 沼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、雑誌スポンサーの承認について可否を決定した場合は、遅滞なく沼津市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書（第2号様式）により通知する。また、承認することとした場合は、雑誌スポンサーとの間で覚書（第3号様式）を締結するものとする。

(広告物の規格等)

第7条 広告物の規格等は次のとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面及び雑誌架に掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとし図書館が作成する。

表示ラベルの大きさ 縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内

表示ラベルの色 地色は黄色、文字は黒

貼付位置 雑誌カバー表面の中央下部及び当該雑誌架の中央下部

(2) 雑誌カバーの裏面及び雑誌架に掲示する広告物の規格は次のとおりとし、雑誌スポンサーが作成する。

雑誌カバー裏面 雑誌カバーに収まる大きさ (片面印刷)

雑誌架用 A5版横

(3) 提供雑誌の配架位置は図書館が指定する。

(雑誌スポンサー及び広告物の審査等)

第8条 雑誌スポンサー及び広告物の審査基準は沼津市広告掲載要綱第3条及び沼津市広告掲載基準第4条を準用するものとし、図書館がこれを審査し教育委員会が可否を決定する。

(雑誌の提供期間及び広告物の掲示期間等)

第9条 雑誌スポンサーは、図書館に雑誌を1年間分提供するものとする。複数の雑誌を提供する場合は、雑誌毎に1年間分提供するものとする。

2 広告の掲示期間は、雑誌スポンサーが1年間分として提供する最初の雑誌を図書館が配架した日から、最終の雑誌の配架が終了する日までとする。

3 雑誌スポンサーが広告物の内容を変更する場合は、沼津市立図書館雑誌スポンサー広告内容変更届兼承認書(第4号様式)を提出し承認を受けるものとする。ただし、広告物の内容は掲示した日から3か月間は変更することができない。

(提供雑誌の選定及び提供先図書館)

第10条 雑誌スポンサーは、提供雑誌を図書館があらかじめ指定する雑誌から、図書館と協議の上選定するものとする。

2 提供雑誌は、図書館と雑誌スポンサーが協議し決定した納入業者から納品させるものとする。なお、納入業者は、雑誌の発売日の午前中に図書館に納品可能な業者とする。

3 提供先図書館は沼津市立図書館又は沼津市立戸田図書館、若しくは両館とする。

(提供雑誌の購入代金の支払い方法等)

第11条 雑誌スポンサーは提供雑誌の1年間分の代金を納入業者に支払うものとする。

(1) 支払いは一括前払いとする。価格変動等により過不足が生じる場合は、雑誌スポンサーが納入業者と調整するものとする。

(2) 振込手数料等支払いに要する経費は雑誌スポンサーが負担する。

(3) 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えるこ

とができる。これにより代金に過不足が生じる場合は雑誌スポンサーが納入業者と調整するものとする。

(雑誌の提供の継続又は中止)

第12条 雑誌スポンサーは雑誌の提供について継続又は中止しようとする場合には、提供期間の終了2か月前（提供期間の途中で中止しようとする場合は中止する日の2か月前）までに、沼津市立図書館雑誌スポンサー継続・中止届（第5号様式）を提出するものとする。

教育委員会は、継続又は中止を承認した場合は沼津市立図書館雑誌スポンサー継続・中止決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

なお、提供の中止により清算等が必要な場合は、雑誌スポンサーが納入業者と調整するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第13条 雑誌スポンサーは、広告物の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告物掲示の権利を譲渡してはならない。
- 3 雑誌スポンサーは、広告物の内容について正当な理由がある場合を除き、図書館が指示する修正や削除等に応じなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告物の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを教育委員会に対し保障するものとする。
- 5 第三者から広告物に関連する苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

(雑誌スポンサーの承認取消等)

第14条 雑誌スポンサーが、第4条第2項に該当するに至った場合又は覚書に定める義務を履行しない場合、教育委員会は当該雑誌スポンサーの承認について取り消すことができる。取消を決定した場合は、沼津市立図書館雑誌スポンサー承認取消通知書（第7号様式）により通知する。

- 2 前項の規定によって生じた損害については、教育委員会はその責を負わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。